

唐津市立納所小学校 新型コロナウイルス感染防止行動マニュアル

最終更新日 令和3年10月26日

基本方針

クラスター発生リスクの高い3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接した会話や発声）を徹底的に排除した環境づくりに努める

1 登下校時

集団（複数）で登下校する場合、タクシー等に乗車するときはマスクを着用する。

~~※当分の間、熱中症予防のため、マスクの脱着は自己判断とする（指導済）。~~

2 健康観察

全ての児童等及び教職員は、登校・出勤前に毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、「毎朝の健康観察」に状況を記入する。「毎朝の健康観察」は養護教諭（養護教諭が確認できない場合は管理職）が確認する。家庭でそれらを確認できなかった児童については、職員室で検温及び健康観察を行う。

3 休み時間、昼休み等

- ・遊んだ後は、手洗い・手指消毒を行うよう指導する。また、マスクの着用や咳エチケットを徹底するよう指導する。~~※当分の間、熱中症予防のため、マスクの脱着は自己判断とする（指導済）。~~
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用はしないよう指導する。
- ・休憩時間中には、窓や戸を開けて十分に換気を行う。

4 授業時間

(1) 教室等の換気について

・換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば対角線上の2方向の窓を同時に開けて行う。

~~→エアコンを使用している場合においても換気は必要であるため、対角線上の2方向の窓を同時に開けて行う。~~

・空気清浄機は（児童が教室にいるときは）常時稼働させる。

(2) 教室での授業

・児童が密集する学習はできるだけ避ける。グループ活動（話し合い等）は、必ずシールドを使用して短時間（10分程度）で行う。

(3) 音楽科

・合唱はマスク着用で間隔を十分確保（最低でも1メートル）して行う。

※できる限り人がいる方向に口が向かないよう指導する。

・リコーダー・鍵盤ハーモニカ等は、換気・間隔の確保に留意し、シールドを使用して行う。

・音楽室は、机の間隔が十分に取れないので、当面、教室で授業を行う。

(4) 体育科

・運動をするとき「屋外で十分に距離（2 m以上確保）を取っている場合」「体育館で適切に換気

裏面有

を行い、十分に距離を取っている場合」はマスク着用は不要であるが、運動の前や後（運動後しばらくして）はマスクを着用させる（熱中症予防に十分注意し、マスクを脱着する場面の指導をする）。近距離で組み合ったり接触したりすることがない単元を優先して実施

- ・年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの工夫をする。

(5) 家庭科

~~調理実習は行わない。調理計画までを授業で取扱い、家で調理をするなどの工夫をする。~~

5 給食時間

- ・座席は全員正面を向かせるなど向かい合わせにならないように配置する。
- ・給食の配膳中も密にならないように、クラスの人数に応じた工夫をする。
- ・食事中は机にシールドをし、会話を控えるよう指導する。
- ・食事前の手洗いはもちろん、食事後も手に付着した飛沫等の接触感染を防ぐため手洗いをするよう指導する。
- ・「いただきます」の直前にマスクを外すよう指導する。
- ・歯磨き時は、特に飛沫が飛び散るので、換気をし、手洗い場が密にならないよう間隔を空けたり、口元を手で覆ったりさせる。

6 学校行事

集会を体育館等の屋内で実施する際には、気候上可能な限り、窓や扉を大きく開放して行う。また、一人一人の距離が確保しやすい隊形にするなど配慮する。また、屋外でも同様の配慮をする。

~~※状況に応じて、当面、集会は、放送やリモートで実施する。~~

7 心のケア

感染症対応で、心理的なストレスを抱えている児童がいる可能性も考えられるため、様子を注視し担任等が努めて個々に対する声かけを行う。

8 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくす

感染者、濃厚接触者、医療従事者、その他社会機能の維持に当たる方やその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、不適切であり、断じて許されないものである。

- ・公的機関が提供する正しい情報に基づく適切な行動を心がける。
- ・児童に対して、誰でも感染者や濃厚接触者になる可能性があることを道徳の時間・学級活動や集会等の機会に繰り返し指導する。

9 その他

- ・可能な限り、(職員・児童は)不織布マスクを着用する~~(夏場は汗で濡れるので、替えのマスクを準備する)。~~

このマニュアルは、県内、市内及び地域の新型コロナウイルス感染の状況に応じて随時変更する。

※変更した場合は、次回更新時まで、削除は見え消し、加筆はアンダーラインを引く。